

区分			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
一時預かり事業	1号認定児を対象とした一時預かり	量の見込み(延べ人数)	1,628	1,605	1,643	1,595	1,633
		確保方策(延べ人数)	6,366	6,072	5,808	5,808	5,808
	その他の一時預かり	量の見込み(延べ人数)	27	26	27	26	27
		確保方策(延べ人数)	1,056	1,056	1,056	1,056	1,056
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	量の見込み(人日)	0	156	156	156	156	
	確保方策(人日)	0	156	156	156	156	
病児・病後児保育事業	量の見込み(人日)	101	100	102	100	101	
	確保方策(人日)	720	720	720	720	720	
妊婦健康診査	量の見込み(実人数)	64	64	65	64	63	
	確保方策(実人数)	64	64	65	64	63	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み(実人数)	64	64	65	64	63	
	確保方策(実人数)	64	64	65	64	63	
養育支援訪問事業	量の見込み(実人数)	2	2	2	2	2	
	確保方策(実人数)	2	2	2	2	2	
子育て世帯訪問支援事業【新規】	量の見込み(延べ人数)	0	3	3	3	4	
	確保方策(延べ人数)	0	3	3	3	4	
児童育成支援拠点事業【新規】	量の見込み(実人数)	2	2	3	3	3	
	確保方策(実人数)	2	2	3	3	3	
親子関係形成支援事業【新規】	量の見込み(実人数)	0	2	2	2	2	
	確保方策(実人数)	0	2	2	2	2	
妊婦等包括相談支援事業【新規】	量の見込み(実人数)	64	64	65	64	63	
	確保方策(実人数)	64	64	65	64	63	
産後ケア事業【新規】	量の見込み(実人数)	16	16	16	16	16	
	確保方策(実人数)	16	16	16	16	16	
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】	量の見込み(人)		4	4	4	4	
	確保方策(人)		4	4	4	4	

概要版

第3期六ヶ所村 子ども・子育て支援事業計画

計画期間：令和7年度～令和11年度



基本理念

こどもが生き生きと遊び
未来を支える人と文化を育て
子育てに喜びや夢を持つことができる むら



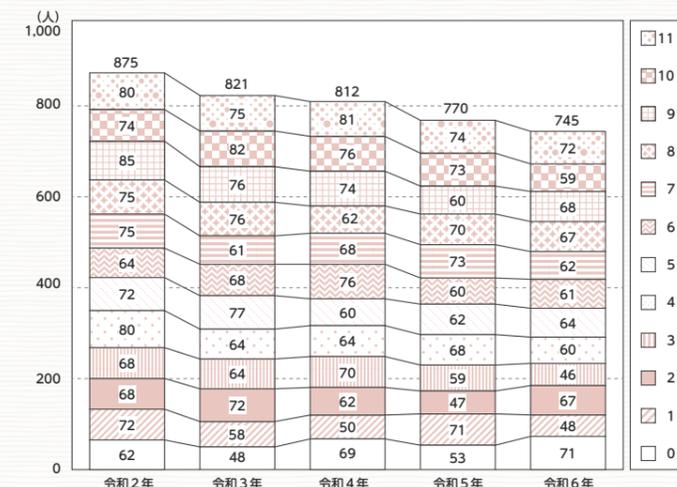
本村では、こどもが六ヶ所村で生まれてよかったと実感し、保護者もこのむらで子育てをしてよかったと実感できるように、地域や関係機関との連携のもと子育て支援施策を推進してきました。

第3期計画においても、子育て施策の充実を図り、「こどもが生き生きと遊び 未来を支える人と文化を育て 子育てに喜びや夢を持つことができる むら」を目指します。

1 こどもの状況

■ 児童数の状況 (令和2年～令和6年)

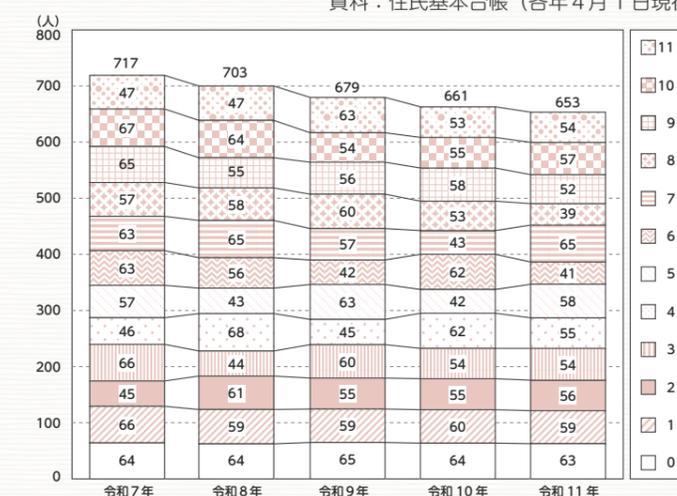
本村の11歳までの児童人口の推移をみると、減少傾向で推移し令和2年に875人であった児童数が、令和6年には745人となり、130人の減少となっています。



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

■ 児童数の推計 (令和7年～令和11年)

令和2年から令和6年の住民基本台帳を基に、0～11歳の児童人口を推計したところ、令和7年以降も減少傾向で推移し、令和11年の児童人口は653人と推計されます。



資料：住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計



第3期六ヶ所村子ども・子育て支援事業計画 概要版

編集：六ヶ所村 こども支援課
〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附475
TEL：0175-72-8145 FAX：0175-72-2243

令和7年3月

2 計画の基本目標

基本理念を実現するために以下の6つの基本目標を掲げ、総合的な子育て支援施策の展開を図ります。

基本目標1 こども・子育て支援体制の充実

こどもを育てながら、安心して働くことができる環境をつくるため、利用しやすい保育サービスの確保に努め、地域における多様な子育て支援サービスの充実を図ります。

基本 施策	1. 教育・保育提供区域の設定と認定区分	主な 事業	● 保育料無償化事業
	2. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保		● 特定教育・保育施設等副食費補助事業 ● すくすくおむつ支援事業 etc

基本目標2 母親とこどもの健康の確保及び増進

妊娠・出産の安全確保、育児不安の軽減、こどもの疾病に関する知識や予防のための健康相談や訪問指導などを行うとともに、医療機関との連携や適切な情報提供に努めます。

基本 施策	1. こどもや母親の健康の確保	主な 事業	● 母子健康手帳の交付・妊婦連絡票 等
	2. 思春期保健対策の充実		● 思春期ふれあい体験学習
	3. 成育医療の充実		● 各学校における健康学習 ● 成育医療の充実に向けた評価指標の設定

基本目標3 教育支援体制の充実

家庭・家族・地域だから教えられること、学校だから学べることを理解し、家庭、学校、地域、また関係機関・関係団体との連携を図り、こどもたちの「生きる力」を育みます。

基本 施策	1. こどもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備	主な 事業	● 学校保健会
	2. 次代の親の育成		● 生徒指導推進協議会 等 ● 思春期ふれあい体験学習【再掲】 ● 各学校における健康学習【再掲】

基本目標4 支援が必要なこどもや家庭への支援体制の充実

子育てに関するストレスや悩みを抱えている世帯への相談体制の充実や経済的支援の充実に努めます。

基本 施策	1. ひとり親家庭等の自立支援	主な 事業	● ひとり親家庭等医療費給付事業
	2. 経済的支援		● 児童扶養手当 ● 児童手当の支給 ● 乳幼児等医療費給付事業等 等

基本目標5 職業生活と家庭生活の両立の推進

男女共同参画の意識を啓発し、子育て世帯に対する職場の理解を得るために幅広く事業所等に対し協力を呼びかけながら、育児休業などの職場における関係法制度の普及・定着に努めます。

基本 施策	1. 職業生活と家庭生活の両立	主な 事業	● 保護者への育児休業等の積極的な取得支援
	2. 育児休業後等における特定教育・保育施設等の確保		● 時間外保育事業（延長保育） 等 ● 通常保育事業の充実 ● 病後児保育事業 等

基本目標6 配慮を必要とするこどもへの支援の充実

こどもの置かれた状況に応じて、家庭、地域、学校をはじめ、保育・保健・福祉・医療などこどもを取り巻く様々な場での気づきや情報連絡による連携を強化し、相談・支援体制の充実に努めます。

基本 施策	1. 児童虐待防止対策の充実	主な 事業	● 虐待に関する相談（要保護児童地域対策協議会）
	2. こどもの権利を守るための支援		● 乳児家庭全戸訪問事業 等
	3. 障がい児とその保護者への支援		● 虐待に関する相談（要保護児童地域対策協議会） ● 遺児援護事業 等 ● 特別児童扶養手当 ● 障害児福祉手当 等

3 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

認定区分

子ども・子育て支援制度のもと、こどもと子育て家庭が、認定こども園、幼稚園、保育所等を利用するにあたり、教育・保育を受けるための認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

認定は、1号認定、2号認定、3号認定の3つの区分があり、こどもの年齢や保護者の就労時間、その他優先すべき事情等を勘案して決定されます。認定区分ごとに、利用できる施設や事業が決められています。

		1号認定	2号認定		3号認定
		3歳以上	3歳以上		3歳未満
対象となるこども		保育の必要性なし (幼児期の教育のみ)	保育の必要性あり		保育の必要性あり
			(教育ニーズあり)	(教育ニーズなし)	
利用 可能 施設	幼稚園	●	●		
	保育所			●	●
	認定こども園	●	●	●	●
	地域型保育事業				●

量の見込み

単位：人

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1号認定	量の見込み	24	23	22	22	22	
	確保方策	24	23	22	22	22	
2号認定	量の見込み	145	132	146	136	145	
	確保方策	168	168	168	168	168	
3号認定	0歳児	量の見込み	37	37	38	37	36
		確保方策	159	159	159	159	159
	1・2歳児	量の見込み	100	100	100	100	100
		確保方策	159	159	159	159	159

4 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じて実施する事業で、本村では次の事業を実施します。

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業	量の見込み (箇所)	1	1	1	1	1
	確保方策 (か所)	1	1	1	1	1
放課後児童健全育成事業 (放課後教室)	量の見込み(人) 低学年	142	138	120	123	113
	量の見込み(人) 高学年	76	72	67	67	64
	確保方策(人)	260	260	260	260	260
地域子育て支援拠点 事業	量の見込み (延べ人数)	326	322	329	320	327
	確保方策 (施設数)	4	4	4	4	4